

●有期雇用職制(期限付職員・専門嘱託・アソシエイト専門員・特別嘱託・ジュニア専門員・国内協力員)の募集選考について●

1. 募集時期

個別に募集する一部のポストを除き、基本的には毎月一括募集します(12月採用はありません)。

2024年5月公募の募集期間は5月9日(木)~5月21日(火)正午12:00です。3. 応募方法のとおり、JICA採用マイページより登録が完了している方が選考の対象となります。

2. 募集方法

一括募集されるポストは、募集開始時に「JICAコーポレートサイトの採用情報ページ」、「PARTNERの求人ページ」等を通じて公開されます。募集ポストの業務内容、応募要件等については、下記ページにある個々の求人票をご覧ください。

3. 応募方法

JICA採用マイページに登録のうえ、応募情報を入力(及び必要書式の提出)し、内容を登録することで応募が完了します。JICA採用マイページ登録は[こちら](#)

4. 応募にあたっての留意事項

- 各職制の詳細はこちらからご確認ください。[期限付職員](#) [専門嘱託](#) [アソシエイト専門員](#) [特別嘱託](#) [ジュニア専門員](#) [国内協力員](#)
- 全公募ポストのうち、最大第三希望まで併願が可能です。異なる職制の併願も可能です。
- 希望ポストごとに書類選考(最大3ポスト)を行い、書類選考に合格したポストについては、面接(最大3ポスト)を実施します。
- 応募者の適性や能力に基づいて、希望したポスト以外のポストから面接のオファーがくる場合がございます。希望ポスト以外から面接オファーを受けたい場合は、希望ポストを選んだうえで、「希望ポスト以外からのオファーを受ける」を選択ください。
- 今回の選考において不合格となった場合、次回公募への応募が可能です。選考中に次回公募に応募された場合、選考中の公募は辞退扱いとなりますのでご了承ください。
- 今回の選考において不合格となり、次回公募に応募中または選考中に希望ポスト以外からの面接オファーを受け、合格となった場合は、その時点で応募中または選考中の公募は辞退扱いとなりますのでご了承ください。
- 合否に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 募集ポスト個別のご質問(業務内容や必要経験等についての質問)は、電子メールで、各求人票に記載の担当者宛にお問い合わせください。(お問い合わせ頂いてから返信差し上げるまでに、数日要することもございます。お早めのお問合せをお願いします)。電話でのお問い合わせには対応いたしかねます。
- 選考プロセスについてのご質問はJICA採用マイページよりお問い合わせ下さい。

5. 健康に関する質問票の提出

一部ポストの業務は、開発途上国への海外出張を伴うため、心身の健康はとりわけ重要となります。このため、海外出張を伴うポストの書類選考に合格された方には、面接選考への参加前に、「健康に関する質問票」のご提出をお願いしています。なお、質問票の記載内容により弊社産業医から診療情報提供書(診断書)の提出を依頼することがございます。その場合は速やかに主治医等を受診の上ご提出ください(診療情報提供書の取付・提出等にかかる費用は、ご自身で負担いただきます)。

6. アソシエイト専門員・特別嘱託応募の留意事項

所属先を有している場合は、契約期間において所属先、又は所属長による同意を得られる場合は応募可とします。

- 1) 契約期間中は、所属先からは無給であること。
- 2) 契約期間中は当機構の労働保険・社会保険に加入させること。

なお、契約予定日の10日前までに、上記の点について所属先、又は所属長に同意を得た上で、関係書類を提出して下さい。

7. ジュニア専門員応募の条件・留意事項

- 原則、以下に該当する方は応募できません。また、応募後に該当することが判明した場合は不合格とします。当該分野での長期専門家及び企画調査員(ボランティア事業を除く)として派遣経験がある方。また、特別嘱託の委嘱/契約経験がある方。
- 若手人材を養成する研修の観点から、大学卒業後15年未満であることが望ましいです(応募時点)。
- 在職中の方は、ジュニア専門員となる日の前日までに当該所属先から退職してください(休職は不可)。

8. 国内協力員応募の条件

- 青年海外協力隊経験者であること。

【2024年5月公募】JICA有期職制募集ポスト一覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	管理部債権管理第一課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 円借款業務の貸付実行に関する事務 ① 貸付実行申請書類(英語)の内容確認 ② 貸付実行に関するデータのシステム入力 ③ 取引銀行やJICAの在外事務所との連絡・調整 (2) 円借款業務の貸付実行に関する事務 ① 契約文書案(英語)の内容確認 ② 上記(2)①に係るJICA本部内関係各部署との連絡・調整 (3) 上記業務に関連するセミナー・研修の実施、付随システムの稼働支援 (4) その他、課の運営上生じうる付属業務(他部署からの作業依頼対応等)	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
2	東京都	南アジア部インド高速鉄道室(主務) 南アジア第一課(兼務)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 主にインドに関する有償資金協力(特にインド高速鉄道事業)、無償資金協力並びに技術協力案件の形成、審査(効果や収益性の分析を含む)、監理 (2) 現地出張を含む、インド等の公的機関や他援助機関との協議、調整、現地調査 (3) 主にインドに関する関連セクターの情報収集・分析及び案件形成に係る企画 (4) 主にインド関連業務に関する当機構内外との業務調整 (5) その他、業務を実施する上で必要な業務	1	2024年8月1日～2025年7月31日 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
3	東京都	民間連携事業部計画・連携企画課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する運営業務(具体的には募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内線や質問への対応、説明会での募集制度説明、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整、企業間ネットワーク形成やJICA事業実施後のフォローアップにかかる業務等) (2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の制度改善に関する業務(具体的には、ビジネス化支援強化施策の検討、インパクト投資動向把握等の開発インパクト向上にむけた施策、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等) (3) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務(具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助など、各事業に関する業務全般) (4) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務(予算管理、広報、内外関係機関との調整等)	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
4	東京都	民間連携事業部企業連携第二課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務 ① 案件の実施補助 ② 企画書の審査補助 ③ JICA関連部署及び在外事務所との連絡・調整 ④ その他、各事業に関する業務全般 (2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する募集業務 ・ 募集・選考の手続・プロセス管理 ① 民間企業からの内線や質問への対応 ② 説明会での募集制度説明等 (3) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務 ① 予算管理 ② 広報 ③ 内外関係機関との調整等	① 1 ② 1	① 2024年8月1日～2025年7月31日 ② 2024年9月1日～2025年8月31日 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
5	東京都	民間連携事業部海外投融资監理課	専門嘱託2号	民間セクター開発 一般事務・経理	海外投融资案件の監理にかかる以下業務。 (1) 出入金に関する処理処理をはじめとする事務 (2) 融資・出資案件の資産自己査定業務(決算関連業務) (3) モニタリングに必要な財務指標の抽出や資料作成	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
6	東京都	人間開発部高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム	専門嘱託3号	教育 社会保障	(1) 世界各国の高等・技術教育分野の事業にかかる案件形成・実施・モニタリング・評価に関する業務(海外出張を含む) (2) 開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化/マネジメント強化、次世代ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析 (3) 高等・技術教育分野にかかる各種セミナー、ワークショップ等の企画、運営に係る支援 (4) 社会保障・障害と開発分野にかかる案件形成、実施に関する業務	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 更新なし
7	東京都	地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ	専門嘱託3号	環境管理	(1) 環境管理分野の案件形成、実施監理 (2) 環境管理分野の国内外の関連会議・イベントにおける情報収集・整理 (3) 「SDGs」や「AGOs」等を通じた協力成果の発信、他機関との連携推進・強化 (4) 環境管理分野の取組に係る広報、対外発信及びナレッジマネジメントネットワーク(KMN)の運営補助 (5) 課題別研修、長期研修等の研修事業、外部機関への講演等を通じた国内外の人材育成の推進 (6) 技術協力プロジェクトとJICA海外協力隊員(きょうせい街推進隊)の連携強化に向けた情報収集・発信	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年3月31日) 更新なし
8	東京都	資金協力業務部 無償設計・積算審査室	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 無償資金協力事業の積算審査業務 ① コンサルタント作成資料の確認、積算に関する審査上の留意点等の連絡 ② 各種会議やコンサルタントとの打合せ等の積算結果からの説明 ③ コンサルタントの積算結果の確認、関連マニュアルや類似案件と比較 ④ コンサルタントとの打合せ結果等を、所定様式による記録を作成 ⑤ コンサルタント作成の積算内訳書の内容を確認し、所定様式で報告 ⑥ 積算データをデータベースに入力する。 (2) 無償資金協力事業の実施段階における積算内容確認業務 ① 詳細設計時の事業費積算の確認、コンサルタント説明、記録作成 ② 設計変更の場合、積算内容の確認、コンサルタント説明、記録作成 (3) その他業務 ① 担当部署内の他の室員との連携を図り、関連マニュアルの記載事項の内容や業務フロー等に関し、質の向上や改善等のコメントの提供	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
9	東京都	インフラ技術業務部調達監理課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 調達手続き・書類のチェック ① 円借款事業の借入人(実施機関)の調達手続き・調達関連書類の適正性を確認し、その結果を関係部署にフィードバックする。 ② インフラ技術業務部において外部への委託を行っている業務に關し、委託者に対する監督・指導を行う。 (2) 円借款業務担当職員や借入人(実施機関)に対する対応・指導 ① JICA本部において(オンライン形式を含む)あるいはJICA在外事務所のある国への出張により、円借款業務担当職員あるいは借入国政府機関に対して、円借款調達監理業務(円借款調達ガイドライン/コンサルタント選定ガイドラインや借入人礼書等)に關するセミナー多々行う。 ② JICA内部の関係部局からの照会・相談への対応を行う。 (3) その他 ① 円借款事業の調達監理に有益となる事例や教訓の整理 ② 他ドナーの動向に関する情報収集と分析 ③ 以上の業務に付随する事務	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
10	東京都	緒方良子平和開発研究所 「平和構築と人道支援」領域	専門嘱託3号	平和構築 多岐にわたる分野	JICA緒方研究所において、主に「平和構築と人道支援」領域の研究について、領域の上層研究員、研究員等とともに、リサーチ・オフィサーとして以下の業務を行う。 (1) 新規及び既存のプロジェクトの運営管理(年間計画・予算管理等) (2) 研究プロジェクトの進捗管理(内部・外部研究者との研究開催のための招へい等各種アレンジ、現地調査のための渡航アレンジや精算、研究成果物の出版契約等)にかかる業務 (3) 研究成果の編集・発行、関連するセミナー、国際会議の企画及び実施のための各種アレンジ、ホームページや動画等のコンテンツ調整など、研究成果の発信に関する業務。 (4) その他、担当領域の研究や研究所全体の運営に関する各種業務。また、他研究領域に関連する業務を業務する場合がある。	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
11	東京都	ガバナンス・平和構築部 STI・政策STIチーム (科学技術協力・国際協働環境推進)	アソシエイト専門員6号	多岐にわたる分野	(1) 科学技術と開発に関する国際場裏での議論や、日本、他先進国、国際機関の関連政策の情報収集・分析 (2) JICAの科学技術協力に関する方針(案)の検討 (3) JICAグローバルアジェンダ(JGA)における内外研究者との共創の促進に向けた施策の構想検討と実施計画の策定 (4) 2024年度立上げ予定の STI4D Lab (Science Technology and Innovation for Development Lab)を通じた、関係事業部と研究者の共創(短期研究、調査、構想策定、概念実証等)事業の組成・実施 (5) 社会実装の促進に向けてJICAが関与する共同研究事業や関係研究者と国際機関、財団、内外投資家等とブリッジする仕組みの検討・実施	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数回)を上限とします。
				農業開発/農村開発	(1) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業にかかる方針策定・改定に関する業務 (2) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業に位置づけられる案件群の形成・運営及び同内容にかかる分析を通じたナレッジ蓄積・創出 (3) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業の事業計画立案・案件整理、技術員としての参加とインプット及び技術的指導を通じたフィードバック (4) 「包括的なFVCの構築」クラスターに関連する情報発信 (5) 「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業の実現に向けた他ドナー、在外事務所、専門家・コンサルタント、民間企業、NPO等の関係者とネットワーク形成・維持・拡大	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数回)を上限とします。
12	東京都	経済開発部農業・農村開発第一グループ 農業・農村開発第一チーム (生産・流通)	アソシエイト専門員5号	多岐にわたる分野	(1) 東アフリカ(アフリカの角、ジブチ含む)にかかる経済・社会の現状と開発課題の分析 (2) 東アフリカ(アフリカの角、ジブチ含む)地域・各国の案件形成・実施管理に関する各種業務 (3) 東アフリカJICA事業の実施方針や上記分野の協力プログラム等の策定支援・取り纏め (4) JICA内外の関係者との上記業務に必要な協議、調整、各種情報収集、整理、事業実績管理等 (5) アフリカにかかわる知見共有・蓄積(有識者とのネットワーク構築、勉強会の開催等)	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				民間セクター開発	【業務内容】 (1) 日本国自治体とJICA都市・地域開発グループの連携の可視化、JICA国内センターと連携し日本国自治体のJICA事業への参画促進、相手国自治体とのマッチング (2) 相手国自治体のJICA事業への参画促進、日本国自治体や民間団体等とのマッチング、技術協力事業の実施管理・研修実施検討・形成 (3) JICA開発大学院連携「持続可能な都市開発」コースの留学生受け入れに係る各種JICA手続き (4) 留学生の研修進捗モニタリング、留学生に対する日本の都市・地域開発理解のためのプログラム企画・実施 (5) 来日中および帰国後も継続するネットワーク強化の取組 (6) 都市・地域開発、地域活性化分野にかかわる課題別研修、個別研修、招聘事業の企画立案・実施 (7) ナレッジの対外発信、ネットワーク形成	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
13	東京都	アフリカ部アフリカ第二課 (仏語圏アフリカ(ジブチ)案件形成支援)	特別嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 気候変動対策分野にかかる案件の形成・管理に関する業務 (2) グローバルアジェンダ(気候変動)に関する情報収集、対外発信 (3) 気候変動対策分野に関するナレッジ・各種研修に関する情報の蓄積、整理 (4) 国内外の関連会議における情報収集及びネットワークング (5) 国内外の関連会議に関する情報収集、整理 (6) 担当案件に関する情報の収集、整理及び分析 (7) その他、関連する業務補佐	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				援助アプローチ/戦略/手法		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
14	東京都	社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム (地域活性化・まちづくり事業)	特別嘱託4号	都市開発・地域開発	(1) 案件の形成・実施管理：日本センター案件及び外国人材受入・送出に係る案件の形成・実施管理 (2) 外部機関との連携：日本センター案件及び外国人材受入・送出に係る案件における関係機関(経済団体・省庁・大学等)との情報交換や具体的な連携の協議、民間企業とJICAとの個別のパートナーシップに基づく連携活動の実施 (3) 対外発信：各案件の広報、国内外の民間セクター開発分野における各種会議・イベントでの情報発信	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				多岐にわたる分野		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
15	東京都	地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ (パリ協定の実施促進)	特別嘱託3号	気候変動対策	(1) 水産ブルーエコノミー分野に係る情報収集、分析 (2) 水産ブルーエコノミー分野に係る関係大学、研究機関、民間企業との連携促進 (3) 水産ブルーエコノミー分野に係る関係大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				環境管理		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 本契約は更新されることはありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
16	東京都	経済開発部 民間セクターグループ第一チーム (アジア投資促進(東・中央アジア))	ジュニア専門員	民間セクター開発	(1) 水産ブルーエコノミー分野に係る情報収集、分析 (2) 水産ブルーエコノミー分野に係る関係大学、研究機関、民間企業との連携促進 (3) 水産ブルーエコノミー分野に係る関係大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				多岐にわたる分野		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
17	東京都	経済開発部 農村開発第一グループ第二チーム (水産ブルーエコノミー)	ジュニア専門員	水産	(1) 森林・自然環境保全分野に係る情報収集、分析 (2) 森林・自然環境保全分野に係る協力案件(含、課題別研修等)の計画策定及び実施管理 (3) 森林・自然環境保全分野に係る関係大学、研究機関、民間企業との連携促進 (4) 上記事項に関するナレッジ・マネージメント・ネットワーク関連業務及び情報収集・発信業務(HP、報告書、関連資料等)	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) ※開始時期は8-10月で変動します。 ※上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				援助アプローチ/戦略/手法		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) ※開始時期は8-10月で変動します。 ※上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
18	東京都	地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チーム (自然環境保全)	ジュニア専門員	自然環境保全	(1) 水質改善/水環境にかかる案件の形成・管理に関する業務(国内外の出張を含む) (2) 水質改善/水環境に関する情報の収集、分析、対外発信 (3) 国内外の関連会議への参加を通じた情報収集及びネットワークング (4) その他、JCCCIの推進に資する水環境全般の各種業務	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				気候変動対策		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
19	東京都	地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ (環境管理・水質汚濁対策)	ジュニア専門員	環境管理	(1) 水質改善/水環境にかかる案件の形成・管理に関する業務(国内外の出張を含む) (2) 水質改善/水環境に関する情報の収集、分析、対外発信 (3) 国内外の関連会議への参加を通じた情報収集及びネットワークング (4) その他、JCCCIの推進に資する水環境全般の各種業務	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				水資源		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
20	東京都	地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム (水衛生・栄養)	ジュニア専門員	水資源	(1) 水衛生・栄養分野に係る情報収集、分析 (2) 水衛生・栄養分野に係る協力案件の計画策定、実施管理、研修管理 (3) 水衛生・栄養分野に係る関係大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				水資源		1	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数回)を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)

No. 1	■募集ポスト名:	【専門嘱託】管理部債権管理第一課		
職務内容				
		①	②	
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	多岐にわたる分野	
■業務内容:				
<p>JICA債権管理第一課は、有償資金協力業務の大きな柱である円借款事業の始まりから終わりまでずっと実務面で下支えし、事業の進捗をダイナミックに実感できる、プロジェクトに最も近いバックオフィスです。この度、以下の業務を担当する専門嘱託を募集します。担当者は、国・地域ごとに業務を分担し、チームワークを大切に、本部の地域担当部や在外事務所、取引銀行等と連携・調整しながら、これら業務の円滑な遂行に努めることが求められます。</p> <p>(1)円借款の貸付実行に関する事務 ①貸付実行申請書類(英語)の内容確認 ②貸付実行に関するデータのシステム入力 ③取引銀行やJICAの在外事務所との連絡・調整等 (2)円借款の貸付契約に関する事務 ①契約文書案(英語)の内容確認 ②上記(2)①に係る本部内関係各部との連絡・調整 (3)上記業務に関連するセミナー・研修の実施、新システムの稼働支援 (4)その他、課の運営上生じうる付属業務(他部からの作業依頼対応等)</p> <p>※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。</p>				
■国内出張:	原則無	■海外出張:	原則無	
■勤務地(国内):	国際協力機構本部ビル 住所:東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし	
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。	■募集人数(人):	1	
■配属部署名:	管理部	■課名:	債権管理第一課	
■必要な語学力:				
望ましい	英語(TOEIC730点相当、または他の資格の同等程度以上の能力が認められることが望ましい)			
■必要な技術資格:				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
■必要な学位:				
	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年	
■求められる資質・能力・経験:				
<p>以下の経験・知識があることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">民間企業または公的機関における実務経験(7年以上)				
■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円	
■待遇:				
<p>1. 諸手当:超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間:午前9:30から午後5:45までの7時間30分 ※休憩時間は12:30から13:15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日:土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇:有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働:月平均20時間程度 5. 試用期間:6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険:健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生:交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用:一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他:昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給総額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。</p> <p>その他、就業規則等内部規程に基づきます。</p> <ul style="list-style-type: none">登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出:	不要	■面接方式:	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当課:	管理部債権管理第一課	■担当者名:	七瀧	
■電話番号:	080-7139-2355	■E-mailアドレス:	jt11_recruitment@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)				
<p>JICA債権管理第一課は、海外投融資業務を含めると15名の職員、専門嘱託、期限付き職員、派遣スタッフにより構成されています。チームワークを大切にしながら、日々の業務に取り組んでいます。当課の円滑な事務の上に、有償資金協力事業が成り立っており、非常にやりがいのある仕事です。金融・法務分野での実務経験をお持ちであれば一層ご活躍いただけます。国際協力を志す方、有償資金協力の契約チェックや貸付実行等の実務を通じた貢献に興味のある方の応募をお待ちしています。</p>				

No. 2	■募集ポスト名:	【専門嘱託】南アジア部インド高速鉄道室（主務）・南アジア第一課（兼務）
-------	----------	-------------------------------------

職務内容

■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	多岐にわたる分野
--------	------	--------	----------

■業務内容:

JICA南アジア部では南アジア諸国に関する国際協力を実施しており、域内の各国の情報収集・分析、協力事業計画の作成・調整、円借款・技術協力等の個別の協力案件の審査・監理等を担当しています。インド高速鉄道事業（インド西部のマハラシュトラ州ムンバイとグジャラート州アーメダバードを結ぶ約500kmの区間において、日本の新幹線システムを利用して建設中の高速鉄道）を所掌するインド高速鉄道室において、インド高速鉄道事業の遂行に必要な業務を主にご担当して頂きつつ、インド高速鉄道事業以外のインド・ブータン業務を所掌する南アジア第一課を兼務いただき、以下の業務を担う嘱託（専門嘱託）を募集します。

【業務内容】

- （1）主にインドに関する有償資金協力（特にインド高速鉄道事業）、無償資金協力並びに技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む）、監理
- （2）現地出張を含む、インド等の公的機関や他援助機関との協議、調整、現地調査
- （3）主にインドに関する関連セクターの情報収集・分析及び案件形成に係る企画・調査の実施
- （4）主にインド関連業務に関する当機構内外との業務調整
- （5）その他、業務を実施する上で必要な業務。

※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。

■国内出張:	有	■海外出張:	有
■勤務地（国内）:	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）:	なし
■最長契約期間:	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）:	1
■配属部署名:	南アジア部	■課名:	インド高速鉄道室（主務）・南アジア第一課（兼務）

■必要な語学力:	望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）
----------	------	---------------------------

■必要な技術資格:	必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）
-----------	----	---

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:

以下の経験・知識があることが望ましい。
・企業、官公庁、大学、団体等での職務経験を原則として7年以上有すること。
・国際協力、国際関係の知識及び実務経験があることが望ましい。

なお、本ポストで求められる資質と能力は以下の通りです。【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度】
分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★

【参考】 国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.iica.go.jp/iicas.jobView?cat=iicas.job¶m=six_abilities

■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円
-------	--------	---------	----------

■待遇:

1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分
※休憩時間は12：30から13：15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- ・登用制度 <https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
- ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001497.htm>
- ・有期雇用者手当支給細則 <https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当課:	南アジア部インド高速鉄道室	■担当者名:	平田
■電話番号:	03-5226-8561	■E-mailアドレス:	4rgoi@iica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

世界一の人口を抱えダイナミックな経済成長を続けるインドで、「夢の超特急」が走ることを想像するとワクワクしませんか。一方で、貧困問題など様々な開発上の課題を併せ持った大国でもあり、円借款を中心とした業務を主に担当していただくやりがいのある仕事です。特にインフラ分野で国際協力のキャリアを目指している方には、他では得られない経験を積んでいただくことができます。鉄道関連分野での経験が無くても、業務を通じて学んでいただけるようにサポートしますので、ご安心ください。柔軟性と粘り強さ、そして情熱をもって仕事に取り組める方からの応募をお待ちしています。

職務内容			
		①	②
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	多岐にわたる分野

■業務内容:

開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助(ODA)事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。

JICAは、国内14か所、海外約100か所の拠点を有し、長年ODA事業を通じて開発途上国との関係を築いてきており、民間企業からは海外展開支援に関して高い期待が寄せられています。また、昨今はビジネス界においても、ESGから一歩進め、SDGsや開発インパクトをビジネスの目標に掲げた取り組みが加速しつつあり、また、金融機関においても、サステナビリティや開発インパクトを重視する動きが高まっています。

このような背景の中、JICAは「中小企業・SDGsビジネス支援事業」により、開発途上国の課題解決に貢献する本邦企業のビジネスづくりを支援しています。また、現在、ビジネス化支援強化、迅速化・簡素化、開発インパクトへの貢献の観点から「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の制度改編を進めています。

本ポストでは以下の業務を行う人材を募集します。今回の募集では、特に以下1.の比重が高いポストとなります。

(1)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する運営業務(具体的には、募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、説明会での募集制度説明、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整、企業間ネットワーク形成やJICA事業実施後のフォローアップにかかる業務等)

(2)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の制度改善に関する業務(具体的には、ビジネス化支援強化施策の検討、インパクト投資動向把握等の開発インパクト向上にむけた施策、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等)

(3)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務(具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助など、各事業に関わる業務全般)

(4)その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務(予算管理、広報、内外関係機関との調整等)。

※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

制度の詳細はこちら: https://www.iica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html

■国内出張:	有	■海外出張:	原則無
■勤務地(国内):	国際協力機構本部ビル(竹橋) 住所:東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。	■募集人数(人):	1
■配属部署名:	民間連携事業部	■課名:	計画・連携企画課

■必要な語学力:	望ましい	英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)
----------	------	---------------------------

■必要な技術資格:	必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)
-----------	----	---

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:

- 国際協力の知識・経験があることが望ましい。「中小企業・SDGsビジネス支援事業」への従事経験があればなお望ましい。
- 社会人経験7-10年のうち、民間企業等で3年以上の勤務経験か、金融機関や公的機関での企業支援経験のあることが望ましい。

■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円
-------	--------	---------	----------

■待遇:

- 諸手当:超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
- 就業時間:午前9:30から午後5:45までの7時間30分
※休憩時間は12:30から13:15までの45分
※差出勤、在宅勤務制度あり
- 休日:土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇:有給休暇、特別有給休暇あり
- 時間外労働:月平均20時間程度
- 試用期間:6ヶ月(試用期間の待遇変更なし)
- 社会保険:健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
- 福利厚生:交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
- 正職員への登用:一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
- その他:昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給総額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- 登用制度 <https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
- 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 <https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>
- 有期雇用者手当支給細則 <https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	不要	■面接方式:	②オンライン
■担当課:	民間連携事業部計画・連携企画課	■担当者名:	大関 郁
■電話番号:	03-5226-6960	■E-mailアドレス:	ostpl@iica.go.jp

■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)

民間企業と連携して開発途上国のニーズに応じていく、やりがいのある仕事です。本ポストの経験者は業務で培った経験やキャリアも活かして、企画調査員、JICA職員、開発コンサルタント、民間企業等の国際協力の主要なポストで活躍しています。多くの方のご応募をお待ちしております。

No. 4	■募集ポスト名：	【専門嘱託】民間連携事業部企業連携第二課	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	多岐にわたる分野
■業務内容：			
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助（ODA）事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。			
JICAは、国内15か所、海外約100か所の拠点を有し、長年にわたるODA事業を通じて開発途上国との関係を築いてきており、民間企業からは海外展開支援に関して高い期待が寄せられています。また、昨今はビジネス界においても、ESGから一歩進め、SDGsや開発インパクトをビジネスの目標に掲げた取り組みが加速しつつあり、また、金融機関においても、サステナビリティや開発インパクトを重視する動きが高まっています。			
このような背景の中、JICAは「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を通じて、開発途上国の開発課題とニーズを理解し、その解決に資する製品/サービス・技術・ノウハウを試すことで海外ビジネスを構築する本邦民間企業等の取り組みを支援しています。また、現在、ビジネス化支援強化、迅速化・簡素化、開発インパクトへの貢献の観点から「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の試行的制度改編を進めています。			
本ポストでは以下の業務を行う人材を募集します。今回の募集では、特に以下 1. の比重が高いポストとなります。			
(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務（具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助、JICA関連部署及び在外事務所との連絡・調整等）			
(2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、募集業務（具体的には、募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、説明会での募集制度説明等）			
(3) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務（予算管理、広報、内外関係機関との調整等）			
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。			
制度の詳細はこちら https://www.iica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部（竹橋） 住所：東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	①2024年8月1日～2025年7月31日 ②2024年9月1日～2025年8月31日 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	①1名 ②1名 計2名
■配属部署名：	民間連携事業部	■課名：	企業連携第二課
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：			
学士以上	■実務経験年数目安：		
		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：			
・国際協力の知識・経験があることが望ましい。 ・民間企業等で3年以上の勤務経験か、金融機関や公的機関での企業支援経験のあることが望ましい。			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	321,170円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更有し） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。			
その他、就業規則等内部規程に基づきます。			
・登用制度 https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html			
・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm			
・有期雇用者手当支給細則 https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当課：	民間連携事業部企業連携第二課	■担当者名：	川口 美咲
■電話番号：	03-5226-6333	■E-mailアドレス：	ostp2@iica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
本ポストの最大の魅力は、本邦民間企業の多様な製品・技術・ノウハウを知り、その海外展開を後押しできるところです。本ポストの経験者は、民間企業の海外展開・ビジネス化に係るノウハウ、多様な関係者間調整、企業の案件形成支援、実施監理・審査等、業務で培った経験・能力を活かして、企画調査員、JICA職員、開発コンサルタント、民間企業等の国際協力の主要なポストで活躍しています。多様な経験を積むことができる本ポストへの積極的なご応募、お待ちしております！			
PARTNERにも特集記事が掲載されています、ぜひご覧ください！		https://partner.iica.go.jp/corporate_supportView?param=index	

No. 5	■募集ポスト名:	【専門嘱託】民間連携事業部海外投融資監理課		
職務内容				
		①	②	
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	民間セクター開発	一般事務・経理
■業務内容:				
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助(ODA)事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果もたらされています。日本の民間企業においても、経済関係が一層緊密化するASEAN等アジア地域を中心に、潜在成長性の高い開発途上地域への海外展開に対する関心が高まっています。JICAとしても、民間企業の優れた技術・ノウハウを活かし、より一層効果的な開発を促進すべく、開発途上国での事業展開を図る日本および全世界の民間企業との連携強化の取り組み(民間連携事業)を積極的に推進しています。				
かかるJICAの取り組みの具体例の一つに、開発途上国における民間企業等の事業に対する出融資を行う「海外投融資」があります。開発途上国での事業は、高いリスクや低い収益見込みといった障壁のため、一般の金融機関からの資金が得にくい状況にあります。海外投融資は、開発途上国において、日本および全世界の民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけの対応が困難な場合に、「融資」または「出資」を通じて支えるものです。融資であればプロジェクトファイナンスやコーポレートファイナンス、出資であれば事業会社向け出資やファンド向け出資など、民間企業等のニーズに応じて様々な金融手法による支援を展開しており、開発と民間資金を繋ぐ触媒として、海外投融資の事業規模を今後更に増加させていくことを見込んでいます。				
今般、民間連携事業部海外投融資監理課では、上記の海外投融資業務を一層推進するにあたり、当課が実施している出入金に関する経理処理をはじめとする事務や融資・出資案件の格付・資産自己査定業務(決算関連業務)、モニタリングに必要な財務指標の抽出や資料作成を集中的に担当するユニットにおいて、ユニットリーダーの下で、この業務を担当するスタッフを募集します。				
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。				
■国内出張:	原則無	■海外出張:	有	
■勤務地(国内):	国際協力機構竹橋合同ビル 住所:東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし	
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。	■募集人数(人):	1	
■配属部署名:	民間連携事業部	■課名:	海外投融資監理課	
■必要な語学力:				
望ましい	英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)			
必須	英語の財務諸表を読めることが必須です			
■必要な技術資格:				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
必須	日商簿記検定3級と同程度の会計に関する知識があること			
■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	3-6年	
■求められる資質・能力・経験:				
民間企業や金融機関等での経理、出融資関連業務、開発協力関連業務に係る実務経験のいずれか、またはその合計が3年以上あることが望ましい。経理業務経験のある方を特に歓迎します。				
■格付け:	専門嘱託2号	■月額基本給:	263,300円	
■待遇:				
1. 諸手当: 超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分 ※休憩時間は12:30から13:15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働: 月平均20時間程度 5. 試用期間: 6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用: 一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他: 昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給総額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・登用制度	https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html			
・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則	https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001497.htm			
・有期雇用者手当支給細則	https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当課:	民間連携事業部監理課	■担当者名:	坂本	
■電話番号:	03-5226-6908	■E-mailアドレス:	Sakamoto.Kei@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)				
金融機関や事業投資会社等の民間企業で英語での業務、経理業務のご経験があり、開発協力分野に興味がある方、また開発協力の実務経験があり今後金融というアプローチで民間連携に取り組んでみたい方に関心を持っていただければと思います。課の中でも、お客様対応のフロントというよりはミドルオフィスのポジションですが、案件担当者に並走してJICA海外投融資業務に携わることになります。こうした分野に高い関心・意欲をお持ちの方と一緒に働けることを楽しみにしています。奮ってご応募ください。				

No. 6 ■募集ポスト名: 【専門嘱託】人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

職務内容

		①	②
--	--	---	---

■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	教育	社会保障
--------	------	--------	----	------

■業務内容:

JICA人間開発部高等教育・社会保障グループでは、開発途上国の高等教育機関（大学・高専等）の教育・研究・産学連携・組織運営能力の強化や大学間ネットワーク強化等の支援を実施しています。これらに関し、この度、以下の業務を担当する嘱託（「専門嘱託」）を募集します。担当者は、途上国及び日本国内の高等教育分野の情報収集・分析を行うとともに、本分野の案件の形成・実施・モニタリング・評価や予算・契約管理等を行います。業務を進めるにあたっては、相手国及び日本国内の政府機関・高等教育機関・企業などの多くのステークホルダーと緊密に連携しつつ、事業の効果を高めていく創意工夫も求められます。

- 【業務内容】
- (1) 世界各国の高等教育分野の事業にかかる案件形成・実施・モニタリング・評価に関する業務（海外出張を含む）
 - (2) 本分野における開発途上国・我が国や他ドナー等の取組みに係る情報収集・分析
 - (3) 高等教育分野にかかる各種セミナー、ワークショップ等の企画、運営に係る支援
 - (4) 社会保障・障害と開発分野にかかる案件形成・実施・モニタリング・評価に関する業務（海外出張を含む）

※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張:	有	■海外出張:	有
■勤務地（国内）:	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）:	なし
■最長契約期間:	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日） 更新なし	■募集人数（人）:	1
■配属部署名:	人間開発部	■課名:	高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

■必要な語学力:	望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）
----------	------	---------------------------

■必要な技術資格:	必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）
-----------	----	---

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:

以下の経験・知識があることが望ましい。

- ・国際協力、国際関係の知識及び実務経験（3年以上）
- ・高等教育分野における実務経験
- ・日本語及び英語での実務遂行が可能

■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円
-------	--------	---------	----------

■待遇:

1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分
※休憩時間は12：30から13：15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
8. 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- ・登用制度 <https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
- ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>
- ・有期雇用者手当支給細則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当課:	人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム	■担当者名:	小林
■電話番号:	050-1800-1091	■E-mailアドレス:	hmghs@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

高等教育分野の案件形成・実施・モニタリング・評価に関する業務にご関心がある方、是非ご応募ください。大学などの高等教育分野での実務経験をお持ちであればいっそうご活躍できます。ご応募お待ちしております。

職務内容

		①	②
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	環境管理

■業務内容:

JICA地球環境部環境管理・気候変動対策グループでは、途上国の健康的で安全な生活環境の実現を目指し、「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」戦略のもと、環境行政や、廃棄物、水質汚濁、大気汚染、気候変動対策等の課題に取り組んでいます。当グループにおいて、以下の業務を担当する嘱託(専門嘱託)を募集します。

- (1) 環境管理分野の案件形成・実施監理
- (2) 環境管理分野の国内外の関連会議・イベントにおける情報収集・整理、企画・実施補助
- (3) 「JCCI」や「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」等の広域枠組みを通じた協力成果の発信、他ドナーや国際機関等との連携推進・強化
- (4) 環境管理分野の取組に係る広報(映像作成やSNS発信等)、対外発信(資料作成含む)及びナレッジマネジメントネットワーク(KMN)の業務・運営補佐
- (5) 課題別研修、長期研修等の研修事業、外部機関への講義等を通じた国内外の人材育成の推進
- (6) 技術協力プロジェクトとJICA海外協力隊員(きれいな街推進隊)の連携強化に向けた情報収集・発信(日本の知見・経験や革新的な取組の取り纏め、民間及び自治体との連携促進等)
- (7) その他、地球環境部環境管理・気候変動対策グループ長の指示のもと、同グループが所掌する業務の補佐

※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張:	有	■海外出張:	有
■勤務地(国内):	国際協力機構本部ビル 住所: 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年3月31日) 更新なし	■募集人数(人):	1
■配属部署名:	地球環境部	■課名:	環境管理・気候変動対策グループ

■必要な語学力:

望ましい	英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)
------	---------------------------

■必要な技術資格:

必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)
----	---

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:

- (1) 日本語及び英語での実務遂行および協議が可能であること。
- (2) 企業、官公庁、大学、団体等での職務経験を原則として7年以上有すること。
- (3) 以下の経験・知識があることが望ましい。
 - ① 開発途上国、国際機関、研究機関における業務経験
 - ② 環境管理分野(廃棄物、水質汚濁、大気汚染、気候変動対策等)で、大卒程度の専門性

■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円
-------	--------	---------	----------

■待遇:

- 1. 諸手当: 超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
- 2. 就業時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分
※休憩時間は12:30から13:15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
- 3. 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
- 4. 時間外労働: 月平均20時間程度
- 5. 試用期間: 6ヶ月(試用期間の待遇変更なし)
- 6. 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
- 7. 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
- 8. 正職員への登用: 一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
- 9. その他: 昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- ・ 登用制度 <https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
- ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>
- ・ 有期雇用者手当支給細則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)
■担当課:	地球環境部環境管理・気候変動対策グループ	■担当者名:	木村
■電話番号:	03-5226-9504	■E-mailアドレス:	gegem@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)

環境管理グループでは、自治体や企業、国際機関など国内外の様々な関係者と連携しながら、世界各国で多岐にわたる課題に取り組んでいます。本業務を通じて日本の知見や経験、最新の技術動向に加え、途上国の現状や国際潮流に関する理解を深めることで、国際協力の専門家としてのキャリアアップにつながるお仕事です。積極的なご応募をお待ちしています。

職務内容			
------	--	--	--

		①	②
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	多岐にわたる分野

■業務内容:			
--------	--	--	--

JICA資金協力業務部では、我が国ODAによる無償資金協力事業の事前調査段階における事業費(概略事業費)の積算ガイドラインとの整合等の確認、審査を行っており、今般この業務を担当する人材(建築分野1名)を募集します。

【業務内容】			
--------	--	--	--

- (1)無償資金協力事業の積算審査業務
- ①コンサルタント作成資料を確認の上、調査内容を把握し、積算に関する調査上の留意点等を連絡する。
 - ②各種会議やコンサルタントとの打合せ等において、積算面からの必要な事項を説明する。
 - ③コンサルタントから積算結果の提示を受け、設定条件や積算内容等が関連マニュアルや他案件の実績に即しているか確認する。
 - ④コンサルタントとの打合せ結果等の積算審査状況について、所定様式による記録を作成する。
 - ⑤コンサルタント作成の積算内訳書の内容を確認し、審査結果を所定様式にてまとめた上で、積算内訳書と共に報告する。
 - ⑥審査後、積算データをデータベースに入力する。
- (2)無償資金協力事業の実施段階における積算内容確認業務
- ①詳細設計に基づいた事業費積算を確認し、コンサルタントに対して説明する。確認後、所定様式にて記録を作成する。
 - ②設計変更の場合、積算内容を確認し、コンサルタントに対して説明する。確認後、所定様式にて記録を作成する。
- (3)その他業務
- ①担当部署内の他の室員との連携を図り、関連マニュアルの記載事項の内容や業務フロー等に関し、質の向上や改善等のコメントを提供する。

※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張:	有	■海外出張:	原則無
■勤務地(国内):	国際協力機構本部ビル 住所:東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。	■募集人数(人):	建築分野 1名
■配属部署名:	資金協力業務部	■課名:	無償設計・積算審査室

■必要な語学力:	特になし(英語に関して、大学卒業程度の読解と、簡単な海外旅行レベルの初歩的英会話ができれば尚可)		
----------	--	--	--

■必要な技術資格:	望ましい 建築士、建築施工管理技士、または建築積算士などの資格を有することが望ましい		
-----------	--	--	--

■必要な学位:	学歴不問	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:			
-----------------	--	--	--

以下に挙げるいずれかの経験や知見のある方。工業高校・高等専門学校の卒業の方も応募可能です。

- (1)建設会社や建築設計事務所での国内/海外における建築工事の設計・意匠、積算及び施工管理/監理に関連する経験や知見
- (2)開発コンサルタントでの国内/海外における建築計画・設備計画、設計・意匠に関連する経験や知見
- (3)国や地方公共団体、公益法人等での官庁官籍、都市・住宅開発等での建築分野に関連する経験や知見
- (4)不動産、商社等の都市開発などでの建築に関わる業務の経験や知見
- (5)その他、建築関連の積算業務の経験や知見のある方

■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円
-------	--------	---------	----------

■待遇:			
------	--	--	--

1. 諸手当: 超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分
※休憩時間は12:30から13:15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働: 月平均20時間程度
5. 試用期間: 6ヶ月(試用期間の待遇変更なし)
6. 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
8. 正職員への登用: 一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
9. その他: 昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- ・登用制度 <https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
- ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.iica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001497.htm>
- ・有期雇用者手当支給細則 <https://www.iica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	不要	■面接方式:	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)
■担当課:	無償設計・積算審査室	■担当者名:	竹内 博史
■電話番号:	050-1800-2364	■E-mailアドレス:	gltdc@iica.go.jp

■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)			
-------------------------	--	--	--

無償資金協力は我が国の国際協力の中でも返済を相手国に求めないという点で被援助国からは高い評価と深い感謝を得ている事業です。この事業費積算の審査については、国内外を問わず施工管理・監理・工事費積算・機材仕様書作成・物品価格見積等々の経験が活かせる業務です。積算審査には精緻なチェック作業に基づく適切さ・公平性・中立性が求められます。そのような要件に対して、海外・国内での業務経験豊富な方、国際協力の一端を担ってみたいという意欲のある方の応募をお待ちしています。

職務内容			
------	--	--	--

		①	②
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	多岐にわたる分野

■業務内容:			
--------	--	--	--

円借款事業の調達監視業務
(1)調達手続き・書類のチェック
①円借款事業の借入人(実施機関)の調達手続き・調達関連書類の適正性を確認し、その結果を関係部署にフィードバックする。
②インフラ技術業務部において外部への委託を行っている業務に関し、受託者に対する監督・指導を行う。
(2)円借款業務担当職員や借入人(実施機関)に対する助言・指導
①JICA本部において(オンライン形式を含む)あるいはJICA在外事務所のある国への出張により、円借款業務担当職員あるいは借入国政府機関に対して、円借款調達監視業務(円借款調達ガイドライン/コンサルタント選定ガイドラインや標準入札書類等)に関するセミナーを行う。
②JICA内部の関係部局からの照会・相談への対応を行う。
(3)その他
①円借款事業の調達監視に有益となる事例や教訓の整理
②他ドナーの動向に関する情報収集と分析
③上記各業務に伴う事務手続き

※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張:	原則無	■海外出張:	有
■勤務地(国内):	国際協力機構本部ビル 住所: 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。	■募集人数(人):	1
■配属部署名:	インフラ技術業務部	■課名:	調達監視課

■必要な語学力:	
望ましい	英語 (TOEIC730点 (相当・以上) が望ましい)

■必要な技術資格:	
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること (ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:

(1) 必須条件
①企業、官公庁、大学、団体等において7年以上の実務経験を有すること。
②日本語及び英語での業務遂行が可能であること。
(2) 以下のいずれかの経験・知識があることが望ましい
①国際建設プロジェクトの調達・契約に関する知識・経験
②円借款事業の案件形成・実施監視に関する知識・経験
(3) その他
英語以外の語学力 (仏語、西語) もあれば尚可。

■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円
-------	--------	---------	----------

■待遇:

1. 諸手当: 超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。
扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分
※休憩時間は12:30から13:15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働: 月平均20時間程度
5. 試用期間: 6ヶ月(試用期間の待遇変更なし)
6. 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
8. 正職員への登用: 一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
9. その他: 昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給総額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・登用制度 <https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001497.htm>
・有期雇用者手当支給細則 <https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)
■担当課:	調達監視課	■担当者名:	羽岡
■電話番号:	03-5226-3886	■E-mailアドレス:	lpds@iica.go.jp

■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)

インフラ技術業務部調達監視課では、JICAが円借款で支援するインフラ等の重要プロジェクトの成功の鍵となる適切な調達・契約を支える業務を行っています。開発途上国でのプロジェクトの成功に貢献するやりがいのある業務への関心を寄せていただき、ご応募されることをお待ちしております。

No. 10	募集ポスト名:	【専門嘱託】緒方貞子平和開発研究所「平和構築と人道支援」領域		
職務内容				
		①	②	
■契約形態:	専門嘱託	■募集分野:	平和構築	多岐にわたる分野
■業務内容:				
<p>JICA緒方研究所において、主に「平和構築と人道支援」領域の研究について、領域内の上席研究員、研究員等とともに、リサーチ・オフィサーとして以下の業務を行う。</p> <p>(1)新規及び既存の研究プロジェクトの運営管理(年間計画・予算管理等)。 (2)研究プロジェクトの進捗管理(内部・外部研究者との研究会開催のための招へい等各種アレンジ、現地調査のための渡航アレンジや精算、研究成果物の出版契約等にかかる実務、備人管理等、及びこれらに伴う機構内外の調整)。 (3)研究成果の編集・発刊、関連するセミナー、国際会議の企画及び実施のための各種アレンジ、ホームページや動画等のコンテンツ調整など、研究成果の発信に関する業務。 (4)その他、担当領域の研究や研究所全体(他の研究領域を含む)の各種業務。また、他研究領域に関連する用務を兼務する場合がある。</p> <p>なお、上記業務の実施にあたり、国内・外国出張が必要となる場合がある。 実際に従事する業務内容については、応募者の経験、適性等も踏まえ、個別に相談の上、決定することとする。</p> <p>※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。</p>				
【参考情報】 JICA緒方研究所 平和構築と人道支援領域: https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/research/peace/index.html JICA緒方研究所の研究成果について: https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/index.html				
■国内出張:	有	■海外出張:	有	
■勤務地(国内):	国際協力機構 市ヶ谷ビル 緒方貞子平和開発研究所 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外):	なし	
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日 ~ 2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。	■募集人数(人):	1	
■配属部署名:	緒方貞子平和開発研究所	■課名:	「平和構築と人道支援」領域	
■必要な語学力:				
必須	日常的に英語での業務を遂行することがあるため、英語でのコミュニケーション、業務を遂行する能力があること			
望ましい	英語 ((a)TOEIC800点以上、(b)TOEFL (PBT)574点以上、(c)TOEFL (CBT)230点以上、(d)TOEFL (iBT)89点以上程度)			
■必要な技術資格:				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
■必要な学位:				
	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年	
■求められる資質・能力・経験:				
<p>以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・社会人経験を3年以上有すること。実務経験7-10年相当以上が望ましい。(実務経験には修士期間を含む研究系のキャリアも含んでよい。)・関連分野(人間の安全保障、平和構築)、及び/または開発学、政治学、社会学、地域研究にかかる業務経験(特に途上国の現場における研究・実務経験)、開発協力経験等があることが望ましい。・修士号あるいは同等程度の学位を有することが望ましい。				
■格付け:	専門嘱託3号	■月額基本給:	321,170円	
■待遇:				
<p>1. 諸手当: 超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分 ※休憩時間は12:30から13:15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働: 月平均20時間程度 5. 試用期間: 6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員への登用: 一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。 9. その他: 昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。</p> <p>その他、就業規則等内部規程に基づきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当課:	緒方貞子平和開発研究所	■担当者名:	総務課 榎田	
■電話番号:	—	■E-mailアドレス:	drisaiyou@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)				
<p>研究を支援するため、多様な定型化されていない研究事務などに対応していただく必要があります。どうすれば目的達成ができるのか、考えながら主体的に業務をすすめてくれる方を募集します。また、チームワークが求められる職場ですので、朗らかで元気な方を歓迎します。</p>				

職務内容

①

②

■契約形態：	アソシエイト専門員	■募集分野：	多岐にわたる分野
--------	-----------	--------	----------

■業務内容：

【募集・業務の背景】

JICAは、これまで日本の大学・研究機関とともに途上国の大学・研究拠点支援を実施し、研修員受入と専門家派遣といった人の行き来を通じて課題解決を図るとともに共同研究を促進してきた。複合的危機や地球規模課題に対応していくためには、開発協力に資する技術革新を生み出す科学技術分野での外部アクターとの共創を一層促進していく必要がある。一方、日本国内に目を向けると、他先進国・新興国と比しての科学技術力の低下という課題もあり、大綱改定で国際頭脳循環が明記されたことから、ODA事業を通じた同課題解決への貢献も期待されている。左記ニーズや期待にJICAが中期的に応えていくためには、各JICAグローバルアジェンダ(GJA)の分野専門性を有する人材に加え、JICA内部に大学・研究機関との共創に関する戦略の策定・運営を担える専門人材の確保が必要である。具体的には、大学・研究機関でリサーチ・アドミニストレーター等を経験し、関連政策動向の調査・分析、研究力の調査・分析、産学・国際連携のコーディネーションに長け、ODA事業に適した研究シーズの探求と研究者との連携事業の立上げ・実施中の仕組みを構築できる人材を想定する。

なお、アソシエイト専門員は、開発途上地域等における複数の国際協力の経験を有し、かつ、将来にわたり国際協力事業に従事することを志向する方をアソシエイト専門員として確保し、国際協力事業の効果的・効率的な実施の促進及び事業の質的向上に資することを目的としている。

【業務の目的】

本アソシエイト専門員は、開発協力における技術革新を生み出す科学技術分野での外部アクターとの共創を一層促進するための、即戦力としての活躍を期待する。

【業務内容】

ガバナンス・平和構築部STI-DX室におけるSTIチームにおいて、以下の業務を担当。

(1) 科学技術と開発に関する国際場裏での議論や、日本、他先進国、国際機関の関連政策の情報収集・分析

(2) JICAの科学技術協力に関する方針(案)の検討

(3) JICAグローバルアジェンダ(GJA)における内外研究者との共創の促進に向けた施策の構想検討と実施計画の策定

(4) 2024年度立上げ予定の STI4D Lab (Science Technology and Innovation for Development Lab)を通じた、関係事業部と研究者の共創(短期研究・調査、構想策定、概念実証等)事業の組成・実施

(5) 社会実装の促進に向けてJICAが関与する共同研究事業や関係研究者と国際機関、財団、内外投資家等をブリッジする仕組みの検討・実施

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地(国内)：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル	■勤務地(海外)：	無
■最長契約期間：	期間の定めあり(2024年8月1日～2025年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。	■募集人数(人)：	1
■配属部署名：	ガバナンス・平和構築部STI・DX室	■課名：	STIチーム

■必要な語学力：

必須	英語(TOEIC860点以上が望ましい)
----	----------------------

■必要な技術資格：

必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール、テレビ会議運営等)
----	---

■必要な学位：	修士以上	■実務経験年数目安：	17年以上
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験：

【関連実務年数】

専門家又は企画調査員もしくは同等とみなされる実務経験3年以上、また原則、下記業務経験を通算で10年以上有する方とします。

- 大学・研究機関・科学関連ファンディングエージェンシー・関連財団等で、研究の企画・運営や研究支援業務を、リサーチアドミニストレーター(RA)等の立場で経験されている方。

- 国際機関等でSTI4D方針や運営に関わった経験を有する方。

- ODA事業において途上国政府の科学技術分野の政策・戦略策定等の業務経験を有する方。

【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。(記入者への補足情報：求められる号数に応じて★マークを調整してください。右のコメント欄参照。)

分野・課題専門力★★★ 総合マネジメント力★★★★ 問題発見・分析力★★★★ コミュニケーション力★★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験-

[★★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job¶m=six_abilities

■格付け：	アソシエイト専門員6号	■月額基本給：	459,990円
-------	-------------	---------	----------

■待遇：

1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。

扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。

2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分

※休憩時間は12：30から13：15までの45分

※時差出勤、在宅勤務制度あり

3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始

※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり

4. 時間外労働：月平均20時間程度

5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし)

6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入

7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険

8. その他：昇給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・独立行政法人国際協力機構
有期雇用者就業規則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>

■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)
■担当課：	ガバナンス・平和構築部STI・DX室STIチーム	■担当者名：	廣澤仁
■電話番号：	080-7137-4292	■E-mailアドレス：	Hirosawa.Jin@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)

科学技術分野でのJICAと外部アクターとの共創促進をもって、開発協力に資する技術革新に繋げていくという、新しく重要でダイナミックな業務に従事いただくポストです。ご応募をお待ちしています。

No. 12	■募集ポスト名：	【アソシエイト専門員】経済開発部農業・農村開発第一グループ農業・農村開発第一チーム	(生産・流通)	
■職務内容				
		①	②	
■契約形態：	アソシエイト専門員	■募集分野：	農業開発／農村開発	民間セクター開発
■業務内容：				
<p>【募集・業務の背景】 開発途上国における農業は経済成長の基盤となる重要な産業であり、貧困層の雇用と収入を支えている。また、農業生産の多くは家族農業（小規模農家）によって担われているが、その多くは商業的な農業に移行できず、労働生産性も低いことから、農業生産の拡大が必ずしも農業所得の向上に繋がっていない状況にある。一方で、開発途上国においても、経済発展に伴う中間層の拡大により、消費者の食ニーズが多様化・増大し、農産物の生産から加工、流通、消費に至るフードバリューチェーン（FVC）が構築されつつある。 こうした状況を踏まえ、JICAはグローバルアジェンダ「農業・農村開発」のもと「包括的なFVCの構築」を主要なクラスターの一つとして掲げた。この中で、ビジネスとしての農業実践に対する農家のモチベーションを高め、営農マインドを「売るためにつくる」へ変革する小規模農家市場志向型農業（SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）を推進するとともに、生産から加工、流通、消費に至る一連のFVCの全体を俯瞰した上で、各プロセスにおける課題解決に向けた協力（FVC構築）を展開している。加えて同グローバルアジェンダでは、アフリカにおける国産米のバリューチェーン強化・構築を含む「アフリカ稲作振興（CARD）」クラスターにも取り組んでいる。 なお、アソシエイト専門員は、開発途上地域等における複数の国際協力の経験を有し、かつ、将来にわたり国際協力事業に従事することを志向する方をアソシエイト専門員として確保し、国際協力事業の効果的・効率的な実施の促進及び事業の質的向上に資することを目的としている。</p> <p>【業務の目的】 本アソシエイト専門員は、「包括的なFVCの構築」の実現にむけて、個別案件の形成・実施監理・モニタリング・評価・フォローアップの過程における技術面での助言・指導を行い、専門人材として即戦力としての活躍を期待する。</p> <p>【業務内容】 （１）「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業にかかる方針策定・改定に関する業務 （２）「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業に位置づけられる案件群の形成・運営及び同内容にかかる分析を通じたナレッジ蓄積・創出 （３）「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業の事業計画立案・案件監理、技術団員としての参加とインプット及び技術的指導を通じたフィードバック （４）「包括的なFVCの構築」クラスターに関連する情報発信 （５）「包括的なFVCの構築」クラスターに基づく開発協力事業の実現に向けた他ドナー、在外事務所、専門家・コンサルタント、民間企業、NGO等の関係者とネットワーク形成・維持・拡大</p>				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	無	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	経済開発部農業・農村開発第一グループ	■課名：	農業・農村開発第一チーム	
■必要な語学力：				
必須	英語（TOEIC860点以上が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、テレビ会議運営等）			
望ましい				
■必要な学位：	修士以上	■実務経験年数目安：	17年以上	
■求められる資質・能力・経験：				
<p>【関連実務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 ・当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、技術協力専門家又は企画調査員等（以下「専門家」という。）としての派遣又はこれと同等の見なされる実務経験を3年以上有し、尚且つ国際協力業務又は特定の課題における実務経験10年以上有する者 また、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・国内外でのフードバリューチェーン分野やこれに関連した農業・農村開発分野に関する実務経験（10年以上）</p> <p>【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★★★ コミュニケーション力★★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ 【★★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】</p> <p>※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities</p>				
■格付け：	アソシエイト専門員5号	■月額基本給：	426,550円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. その他：昇給なし。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/jouaikun/act/frame/frame110001497.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②オンライン	
■担当課：	経済開発部農業・農村開発第一グループ農業・農村開発第一チーム	■担当者名：	橋本 洋平	
■電話番号：	050-1800-0530	■E-mailアドレス：	Hashimoto.Yohei@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
本ポストは、開発途上国の食料安全保障確保や農業に携わる人々の生活向上の観点から、農業・農村開発及びフードバリューチェーン開発に関する事業戦略やプロジェクトに対して技術的に支援を行っていただくことが主な仕事となります。開発途上国の農業と食は、経済発展に伴い大きく変化している途上にありますので、この変化を相手国や日本の関係者と共に一緒に推し進めていきましょう。農業・農村開発分野のみならずフードバリューチェーン分野における民間セクター開発の経験も積むことができ、これらの分野を軸に国際協力のキャリア形成を目指す方のご応募をお待ちしています。				
・グローバルアジェンダ https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/index.html				

No. 13	募集ポスト名:	【特別嘱託】アフリカ部アフリカ第二課	仏語圏アフリカ（ジブチ） 案件形成支援
職務内容			
		①	②
■契約形態:	特別嘱託	■募集分野:	多岐にわたる分野 援助アプローチ／戦略／手法
■業務内容:			
<p>【案件の背景】 ジブチは、アジア・ヨーロッパ間の海上物流上の主要な航路であるアデン湾上の地政学上の要衝に位置しており、「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」や「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」など日本政府の重点政策に合致した案件形成が求められている。また、同国でのJICAの事業量は近年増加傾向にあり、2021年3月には支所が事務所化された。今後事務所の更なる体制強化が不可欠であるとともに、事務所と一体となった案件形成が求められる。他方で、フランス語や仏語圏アフリカ地域に習熟した国際協力人材の確保は困難な状態が続いており、それら人材の確保・体制強化が喫緊の課題となっている。なお、本ポストは終了後は、ジブチ又は仏語圏アフリカの事務所における企画調査員として派遣の対象となることを想定しています。（※派遣先としてジブチを想定していますが、状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。）</p> <p>【業務の目的】 仏語圏アフリカであるジブチ事務所の企画調査員（企画）としての将来的な派遣を念頭に、JICA本部の業務と事務所企画調査員業務が連動しており、専門家、企画調査員の経験のある人材に資金協力事業の案件形成を含む、本部業務を積んでもらうことで、より効率的に案件形成・監理が可能になる。</p> <p>【期待される成果】 (1) 担当国における協力事業に関する情報が収集、分析、整理される。 (2) ジブチを中心にアフリカの角地域（エチオピア等）におけるネットワークが形成、拡大される。</p> <p>【業務内容】 (1) 東アフリカ（アフリカの角、ジブチ含む）にかかる経済・社会の現状と開発課題の分析 (2) 東アフリカ（アフリカの角、ジブチ含む）地域・各国の案件形成・実施監理（有償資金協力、無償資金協力）に関する各種業務 (3) ジブチ含む、東アフリカJICA事業の実施方針や上記分野の協力プログラム等の策定支援・取り纏め (4) JICA内外の関係者と上記業務に必要な協議・調整、各種情報収集・整理、事業実績管理等 (5) アフリカにかかる知見共有・蓄積（有識者とのネットワーク構築、勉強会の開催等）</p>			
■国内出張:	有	■海外出張:	有
■勤務地（国内）:	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）:	本ポスト終了後ジブチへの海外派遣を想定（変更の可能性あり） ※本ポストの職制は、次に企画調査員（又は長期専門家）の対象となることを想定したものです。企画調査員（又は長期専門家）としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。
■最長契約期間:	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日まで） 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）	■募集人数（人）:	1
■配属部署名:	アフリカ部	■課名:	アフリカ第二課
■必要な語学力:			
必須	・仏語（仏検準1級、DELF第2段階（DELF B2）、仏語能力認定試験（TEF）541点以上、仏文部省認定仏語能力テスト（TCF）400点以上）、英語（TOEIC860点以上、TOEIC S&W 330点以上、TOEFL600点（CBT250点、iBT100点）、英検1級国連英検A級以上、IELTS7.0以上）		
■必要な技術資格:			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位:			
	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
■求められる資質・能力・経験:			
<p>原則、下記の全ての要件を満たす方とします。</p> <ol style="list-style-type: none">当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる経験・専門性を有し、5年以上の実務経験を有すること。JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験もしくは同等の海外経験を有すること。 <p>また、以下の経験・知識があることが特に望ましい。 ・国際協力に関連する学位（学士号。修士号以上が望ましい。）を有すること</p> <p>【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★★★ [★★★★:非常に重視する ★★:重視する ★:参考程度 -:不問]</p> <p>※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities</p>			
■格付け:	特別嘱託3号	■月額基本給:	441,600円
■待遇:			
<ol style="list-style-type: none">諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり時間外労働：月平均20時間程度試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）休暇：有給休暇、特別有給休暇あり社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険その他：昇給なし。 <p>その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001498.htm</p>			
■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	②オンライン
■担当課:	アフリカ部アフリカ第二課	■担当者名:	奥本 将勝
■電話番号:	—	■E-mailアドレス:	Okumoto.Masakatsu@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
アフリカ部では、先方政府、現地JICA事務所、国内関係者、民間企業など幅広いアクターと協力しながら、対アフリカ諸国の開発方針作成、ニーズ調査、案件形成等の実施を行っており、海外と日本を繋ぐ結節点として非常にやりがいのある仕事です。アフリカ地域での業務に関心や意欲のある方のご応募をお待ちしています。			

No. 14	■募集ポスト名：	【特別嘱託】社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム		(地域活性化・まちづくり事業)
職務内容				
		①		②
■契約形態：	特別嘱託	■募集分野：	都市開発・地域開発	多岐にわたる分野
■業務内容：				
<p>【案件の背景】 開発途上国も我が国も大都市に人・資源が集中する現状がありますが、地方都市の人口・社会経済・文化の維持・発展は、国全体の均衡ある発展を支えるものです。東南アジア諸国ははじめ開発途上国地方都市で高齢化や過疎化、地場産業の衰退が顕在化しつつあり、これは我が国地方にも共通する課題です。JICA都市・地域開発グループでは、課題先進国日本の地域開発・地方活性化にかかる知見と取り組みを、自治体・官民連携を通じて開発途上国へ共有し発展の協力をすると同時に、協力相手国都市の取組から日本側も学ぶ関係づくりに取り組んでいます。これには、国内外の自治体をはじめ、多様な関係者とのネットワークの形成と維持発展・共創が欠かせず、これらを推進できる人材が必要とされています。</p> <p>【業務の目的】 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームにおいて、地域開発・地域活性化分野の技術協力プロジェクト(※)へ専門家(業務調整を指導科目に含む)として派遣の対象となることを想定し、全世界を対象に地域開発・地域活性化分野の案件監視・実施促進を行う。(※派遣先として東南アジア地域を想定していますが、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。)</p> <p>【期待される成果】 (1) 国内外関係者(自治体等)との連携が強化され、JICA事業に活用される。 (2) 都市・地域開発、地域活性化事業の形成・実施監視がなされる。 (3) JICA開発大学院連携「持続可能な都市開発」コースの留学生受入れに係る各種JICA手続き、留学生の研究進捗モニタリング、留学生に対する日本の都市・地域開発理解のためのプログラム企画・実施、来日中および帰国後も継続するネットワーク強化の取組 (4) 都市・地域開発、地域活性化分野にかかる課題別研修、国別研修、招へい事業の企画立案・実施 (5) ナレッジの対外発信、ネットワーク形成</p>				
<p>※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。</p>				
		■海外出張：	有	
■勤務地(国内)：	有 国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外)：	本ポスト終了後東南アジア地域への海外派遣を想定(変更の可能性あり) ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。 長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2024年8月1日~2025年7月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)	■募集人数(人)：	1	
■配属部署名：	社会基盤部	■課名：	都市・地域開発グループ第一チーム	
■必要な語学力：				
望ましい	英語(TOEIC730点以上が望ましい)			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
望ましい	地域開発・地域活性化分野に関する業務経験			
■必要な学位：				
	学士以上	■実務経験年数目安：	11-16年	
■求められる資質・能力・経験：				
<p>【関連実務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 (1) 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、5年以上の実務経験を有すること。 (2) JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験もしくは同等の海外経験(海外勤務経験など。海外協力隊経験は考慮する)を有すること。</p> <p>また、以下の経験・知識があることが特に望ましい。 ・国内外での地域活性化分野に関連する実務経験(5年以上) ・まちづくり(※)に関し、行政機関、自治体や民間セクターなど、多様な関係者との協働経験(※都市計画/開発、土地利用/開発、地場産業活性化、観光、高齢者・多世代共生、多文化共生等) ・地方まちづくりにかかる法制度の知見、事業実施の経験 ・事業関係者等の人材育成の経験</p> <p>【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】</p> <p>※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas.jobView?cat=jicas.job&param=six_abilities</p>				
■格付け：	特別嘱託4号	■月額基本給：	521,120円	
■待遇：				
<p>1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 勤務時間：午前9:30から午後5:45までの7時間30分 ※休憩時間は12:30から13:15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。</p> <p>その他、就業規則等内部規程に基づきます。</p> <p>・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm</p>				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当課：	社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム	■担当者名：	久保 彩子	
■電話番号：	080-7196-3709	■E-mailアドレス：	Kubo.Avako@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)				
<p>世界中の多くの国で少子高齢化が進行しています。先進国以外では、東南アジアが先行していますが、そういった国々における将来の協力のモデルの確立に関心がある方は、是非積極的の手を挙げてください。日本の少子高齢化社会におけるまちづくり、高齢者の暮らしを守る取り組み等の様々な経験をとりまとめ、世界に共有、発信していく、その過程で、双方向の学びを実現していく、創造性、革新性ある、やりがい満ちた仕事です。</p>				

職務内容

	①	②
■契約形態:	特別嘱託	気候変動対策
■業務内容:	環境管理	

【案件の背景】
2022年の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 締約国会議 (COP26) では、平均気温上昇を1.5℃以内に抑えるため、2030年までの期間を極めて重要な時期と定めるとともに、各国がその取り組みを強化しています。パリ協定は各締約国に対し、短期的な温室効果ガス (GHG) の排出削減目標である「自国が決定する貢献 (NDC)」の策定・提出を義務づけており、2025年に改訂版の提出が求められる見込みです。開発途上国のGHG排出を早期にピークアウトさせ、「低炭素かつ気候変動に強靱な社会」への円滑な移行を促していくためには、NDC等の策定、実施を強化し、取り組みを強化することが急務です。
JICAでは途上国政府の気候変動対策の対応能力向上と、各開発課題と気候変動対策の推進を両立させたコベネフィット型の対策の推進能力を向上させ、気候変動枠組条約における国際目標の達成と持続可能で強靱な社会の構築の実現に貢献するため事業を推進しています。
本分野の知見を有する開発専門家は限られていることから、JICA事業におけるパリ協定の実施促進のため、特別嘱託として即戦力の人材を確保する必要があります。

【業務の目的】
地球環境部環境管理・気候変動対策グループにおいて、気候変動対策の技術協力プロジェクト (※) へ専門家 (業務調整を指導科目に含む) として派遣の対象となることを想定し、全世界やJICA内外を対象に気候変動対策に係る協力推進のための支援を行う。(※派遣先としてマレーシア、バングラデシュ、ベトナム等を想定していますが、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。)

【期待される成果】
(1) 気候変動対策分野、パリ協定の動向や気候変動関連プロジェクトの情報が収集、分析、整理され、情報発信される。
(2) 気候変動対策分野に関する関係者間ネットワークが維持、拡大される。

【業務内容】
(1) 気候変動対策分野にかかる案件の形成・管理に関する業務 (国内外の出張を含む)
(2) JICAグローバルアジェンダ (気候変動) に関する情報収集・整理、対外発信
(3) 気候変動対策分野に関するナレッジや各種研修に関する情報の蓄積・整理、対外発信
(4) 国内外の関連会議における情報収集、情報発信及びネットワーキング
(5) 緑の気候基金に関する情報収集・整理
(6) 担当案件に関する情報の収集・整理及び分析
(7) その他、地球環境部環境管理・気候変動対策グループ次長/課長の指示のもと、同グループが所掌する業務の補佐を行う。
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

■国内出張:	有	■海外出張:	有
■勤務地 (国内):	国際協力機構本部ビル 住所: 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地 (海外):	本ポスト終了後マレーシア、バングラデシュ、ベトナム等への海外派遣を想定 (変更の可能性あり) ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。
■最長契約期間:	期間の定めあり (2024年8月1日~2025年7月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)	■募集人数 (人):	1
■配属部署名:	地球環境部	■課名:	環境管理・気候変動対策グループ

■必要な語学力:

望ましい	英語 (TOEIC730点以上が望ましい)
------	-----------------------

■必要な技術資格:

必須	パソコンでの業務が支障なく行えること (ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)
望ましい	気候変動対策分野に関する業務経験

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	7-10年
---------	------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験:

【関連実務年数】
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。
(1) 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、7年以上の実務経験を有すること。
(2) JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験もしくは同等の海外経験を有すること。

また、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。
・環境分野 (気候変動対策、自然環境、環境管理、水資源、防災等) または関連性のある分野 (運輸交通、都市開発、資源・エネルギー、農業等) で、大卒程度の専門性を有すること。
・開発援助や国際協力分野で3年程度の海外経験を有すること。

【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。
分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★★★ 地域関連知識・経験★
[★★★: 非常に重視する ★★: 重視する ★: 参考程度 -: 不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas.jobView?cat=iicas.job¶m=six_abilities

■格付け:	特別嘱託3号	■月額基本給:	441,600円
-------	--------	---------	----------

■待遇:

- 諸手当: 超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当 (東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る) を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
- 勤務時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分
※休憩時間は12:30から13:15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
- 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
- 時間外労働: 月平均20時間程度
- 試用期間: 6ヶ月 (試用期間の待遇変更なし)
- 休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
- 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
- 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
- その他: 昇給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・独立行政法人国際協力機構 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>
有期雇用者就業規則
・有期雇用者手当支給細則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面 (但し応募者の事情に応じてオンラインも可)
■担当課:	地球環境部 / 環境管理・気候変動対策グループ	■担当者名:	吉田 健太郎
■電話番号:	080-7107-9511	■E-mailアドレス:	Yoshida.Kentaro@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ (備考・留意点を含む)
JICAではグローバルアジェンダを設定し、開発途上国に対する気候変動対策支援を強化しています。当機構内外の関係者と調整を図りながら、主体的に気候変動に係る事業やパートナーシップの企画・実施していただくことを想定しています。これから気候変動に関する業務に関わりたい方の応募も歓迎します。

・グローバルアジェンダリンク: https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/icsFiles/afieldfile/2024/03/05/climate_text.pdf

職務内容			
------	--	--	--

■契約形態:	ジュニア専門員	■募集分野:	民間セクター開発
--------	---------	--------	----------

■業務内容:			
--------	--	--	--

【案件の背景】
JICAは、アジア地域の市場経済移行国におけるビジネス人材育成と日本との人脈形成の拠点として設置された日本センターを、日本とセンター所在国とのビジネス交流を促進するプラットフォームと位置づけ、現地及び日本企業の人的・情報ネットワークの拠点としての強化に取り組んでいる。また日本センターでは、外国人材の受入・送出国、日本で就労経験を有する人材が帰国後に産業人材として活躍できるよう支援を行っている例も増加している。本ポストでは、JICA本部において、アジア地域における日本企業と現地企業間のビジネスリネージュ強化・ビジネス人材育成や、外国人材受入・送出国に貢献する案件形成や実施監理を行う。

【研修の目的】
本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています
研修終了後は、アジアでの民間セクター開発分野における技術協力プロジェクト専門員(指導科目に業務調整を含む)として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。

【期待される成果】
(1) 民間セクター開発分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。
(2) 民間セクター開発分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。
(3) 民間セクター開発分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。
(4) ジュニア専門員契約終了後に民間セクター開発分野の専門員として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。

【研修内容】
(1) 案件の形成・実施監理: 日本センター案件及び外国人材受入・送出国に係る案件の形成・実施監理
(2) 外部機関との連携: 日本センター案件及び外国人材受入・送出国に係る案件における関係機関(経済団体・省庁・大学等)との情報交換や具体的な連携の協議、民間企業とJICAとの個別のパートナーシップに基づく連携活動の実施
(3) 対外発信: 各案件の広報、国内外の民間セクター開発分野における各種会議・イベントでの情報発信

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

■国内出張:	有	■海外出張:	有
■勤務地(国内):	国際協力機構本部ビル 住所: 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル	■勤務地(海外):	本ポスト終了後、日本センター対象国(アセアンもしくは東・中央アジア)への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門員の対象となることを想定したものです。長期専門員としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。
■最長契約期間:	期間の定めあり(2024年8月1日~2025年7月31日 まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月(更新回数1回)を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)	■募集人数(人):	1
■配属部署名:	経済開発部	■課名:	民間セクターグループ第1チーム

■必要な語学力:			
望ましい	英語(TOEIC730点(相当・以上))		

■必要な技術資格:			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)		

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	3-6年
---------	------	------------	------

■求められる資質・能力・経験:			
-----------------	--	--	--

原則、下記の全ての要件を満たす方とします。
(1) 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験(当該分野以外での経験も含む)を有すること。
(2) 海外における開発援助に関する勤務経験(青年海外協力隊員等)を1年以上有すること。
(3) 開発途上国における人材育成(特に民間セクター開発分野)における実務経験を有すること。
なお、特定の専門分野の知見のみならず、将来的に専門家として活動していくにあたり必要となる問題発見・分析力、コミュニケーション力を特に重視します。

【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。
分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ 【★★★:非常に重視する ★★:重視する ★:参考程度 -:不問】

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/icas_jobView?cat=icas_job¶m=six_abilities

■格付け:	ジュニア専門員	■月額基本給:	362,030円
-------	---------	---------	----------

■待遇:			
------	--	--	--

- 諸手当: 超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る)を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
- 勤務時間: 午前9:30から午後5:45までの7時間30分
※休憩時間は12:30から13:15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
- 休日: 土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
- 時間外労働: 月平均20時間程度
- 試用期間: 6ヶ月(試用期間の待遇変更なし)
- 休暇: 有給休暇、特別有給休暇あり
- 社会保険: 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
- 福利厚生: 交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
- その他: 昇給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>
- 有期雇用者手当支給細則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	②オンライン
■担当課:	経済開発部民間セクターグループ第1チーム	■担当者名:	奥本恵世
■電話番号:	03-5226-8055	■E-mailアドレス:	edgps@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)			
-------------------------	--	--	--

JICA専門家として現地企業の人材育成や現地企業・日本企業間のビジネスリネージュ強化に取り組んでいただくことを前提にしたポストとなります。
途上国におけるビジネス経験をお持ちの方、日本式経営や日本企業の強みを現地企業に伝えていくことに意欲をお持ちの方、日本や日本企業の経験を活かし途上国経済の成長を日本経済に取り込むアイデアをお持ちの方などからの応募を幅広くお待ちしております。今後、民間セクター開発分野の専門家としてのキャリア形成の幅を広げていただけるような機会を提供したいと考えています。業務の開始時期は応募者のご事情を踏まえ調整可能です。

No. 17		■募集ポスト名：		【ジュニア専門員】経済開発部農村開発第一グループ第二チーム		(水産ブルーエコノミー)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		ジュニア専門員		■募集分野：		水産	援助アプローチ/戦略/手法
■業務内容：							
<p>【案件の背景】</p> <p>水産業（漁業及び養殖業）で働く人々は世界でおよそ5,830万人に上ると推定されます。途上国にとって水産物は重要な外貨獲得源でもあり、水産資源の有効活用が期待されています。また、魚は漁村地域において比較的安価に入手できる動物タンパク源でもあり、水産物の振興は栄養価の高い食料の安定供給にも貢献します。</p> <p>一方、近年、気候変動に伴う海洋環境・沿岸生態系の変化に加え、乱獲による水産資源の減少で、その約3割が持続不可能な利用と評価されており、IUU漁業対策を含む資源管理の取組みが求められています。また、増加する水産物需要への対応として、水産養殖の振興が期待されています。</p> <p>そこで、JICAは、漁村の貧困削減と水産食料の安定供給のため、水産資源の適切な管理・活用による水産業の振興に取り組んでおり、これらの分野課題に対応可能な人材を育成することが必要となっています。</p> <p>【研修の目的】</p> <p>本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。</p> <p>研修終了後は、東ティモールなどでの水産ブルーエコノミー分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。</p> <p>【期待される成果】</p> <p>(1) 水産ブルーエコノミー分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 (2) 水産ブルーエコノミー分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 (3) 水産ブルーエコノミー分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後に水産ブルーエコノミー分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。</p> <p>【研修内容】</p> <p>(1) 水産ブルーエコノミー分野に係る情報収集、分析 (2) 水産ブルーエコノミー分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） (3) 水産ブルーエコノミー分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進</p>							
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル		■勤務地（海外）：		本ポスト終了後、東ティモールその他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定した ものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの 契約は終了となります。	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日） ※開始時期は8-10月で応相談です。 ※上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上 限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に 限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		経済開発部		■課名：		農村開発第一グループ第二チーム	
■必要な語学力：							
望ましい		英語（TOEIC730点以上）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上		■実務経験年数目安：		3-6年	
■求められる資質・能力・経験：							
<p>原則、下記の全ての要件を満たす方とします。</p> <p>1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 なお、水産ブルーエコノミー振興においては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。また、水産ブルーエコノミー振興においては、環境保全や地域振興の視点も求められるため、水産分野（漁業、養殖、資源管理、食品加工など）の知見・経験は必ずしも求めません。</p> <p>【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】</p> <p>※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities</p>							
■格付け：		ジュニア専門員		■月額基本給：		362,030円	
■待遇：							
<p>1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。</p> <p>その他、就業規則等内部規程に基づきます。</p> <p>・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm</p>							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：		経済開発部農村開発第一グループ第二チーム		■担当者名：		浅岡 真紀子	
■電話番号：		080-7106-6735		■E-mailアドレス：		edgal@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
<p>JICAの水産分野協力の柱である水産ブルーエコノミー振興分野におけるJICA業務の最前線での取り組みに参画できるポストです。JICA経済開発部での業務を通じてブルーエコノミー分野支援にかかるノウハウを身に付けることができます。農業・農村開発分野に関心があり、向上心、好奇心、バイタリティーのある方の応募をお待ちしています。</p>							

No. 18	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第一チーム	(自然環境保全)
■職務内容			
■契約形態：		ジュニア専門員	■募集分野：
			自然環境保全
			気候変動対策
■業務内容：			
【案件の背景】 森林及び自然環境は、人間の社会経済活動による開発圧力を受け、面積の減少や質の劣化が生じています。地球温暖化が進む中で、炭素吸収源である熱帯林や、マングローブ含む沿岸生態系といった自然環境の重要性は広く認識される一方で、その急激な減少は歯止めが効いていません。自然環境保全にあたり、それを利用し劣化の減少要因にもなる周辺住民の生活と、保全活動とが両立させていくことが重要です。そのため、JICAでは、森林・自然環境保全に向けた政策・制度面の支援といった行政面でのアプローチと、現場における住民参加による活動の支援を併せて実施してきました。加えて、最近では、気候変動対策に資する案件の実施、また、森林管理においてもリモートセンシング技術など情報基盤を活かした取り組みを進めています。これら森林・自然環境保全分野に対する幅広い分野課題に対応可能な人材を育成することが必要となっています。			
【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。 研修終了後は、インドネシア、その他途上国での森林・自然環境保全分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む。SATREPS案件の可能性あり）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。			
【期待される成果】 (1) 森林・自然環境保全分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略的強化に貢献する。 (2) 森林・自然環境保全分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 (3) 森林・自然環境保全分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後に自然環境保全分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。			
【研修内容】 (1) 森林・自然環境保全分野に係る情報収集、分析 (2) 森林・自然環境保全分野に係る協力案件（含：課題別研修等）の計画策定及び実施管理 (3) 森林・自然環境保全分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進 (4) 上記事項に関するナレッジ・マネージメント・ネットワーク関連業務及び情報収集・発信業務（HP、報告書、関連資料等）			
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、インドネシア、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。
■最長契約期間：	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	地球環境部	■課名：	森林・自然環境グループ自然環境第一チーム
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC860点（相当））		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年
■求められる資質・能力・経験：			
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 なお、森林・自然環境保全においては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。また、自然環境保全においては、気候変動対策や地域振興の視点も求められるため、自然環境保全、森林管理の知見・経験を有することは望ましいものの、必ずしも求めません。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】 ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities			
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当課：	地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第一チーム	■担当者名：	浅岡 浩章
■電話番号：	080-7106-7048	■E-mailアドレス：	Asaoka.Hiroaki@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
JICA地球環境部での仕事は、途上国の開発課題に「人作り」を通じて貢献する、意義ある仕事です。また、森林や自然環境保全の協力事業は、途上国の健全な経済開発の基盤であり、持続可能な社会を構築する上で昨今、極めて重要なものです。JICAの業務に慣れるまで、はじめは事務や調整の仕事が多くなりますが、国内外の多様な関係者との協働事業を通じて、様々な業務にチャレンジすることが出来ます。デスクの先にある途上国の開発をイメージしながら情熱を持って仕事に取り組める方々からの応募をお待ちしています。			

職務内容

		①	②
--	--	---	---

■契約形態:	ジュニア専門員	■募集分野:	環境管理
--------	---------	--------	------

■業務内容:

【案件の背景】
開発途上国では、急速な経済発展や人口増加、都市化に伴い、不適切な廃棄物管理や水質汚濁、大気汚染などの環境リスクが深刻化しています。海洋プラスチックごみや気候変動対策など世界的な環境問題への関心の高まりに加え、都市衛生を維持するため、水環境の改善、持続的な運営体制の構築が急務となっていますが、多くの国/都市ではこれら課題に対応する能力・体制がまだ十分に備わっておらず、JICAは日本の経験・知見・技術を活用して廃棄物管理の改善に必要な人材育成や制度構築、インフラ整備等を支援しています。当グループでは、人々が健康で衛生的に暮らせる「きれいな街」の実現を目指して「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を掲げ、水質汚濁、水環境の改善で経済発展と環境保全の両立を目指し、持続的な社会の構築に向けた協力を進めています。

【研修の目的】
本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています

研修終了後は、ネパールでの水質汚濁対策を主体とした環境管理分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。

- 【期待される成果】
- (1) 水質改善/水環境分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略的強化に貢献する。
 - (2) 水質改善/水環境分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。
 - (3) 水質改善/水環境分野に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。
 - (4) ジュニア専門員契約終了後に環境管理分野（水質改善/水環境）の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。

- 【研修内容】
- (1) 水質改善/水環境にかかる案件の形成・管理に関する業務（国内外の出張を含む）
 - (2) 水質改善/水環境に関する情報の収集・分析、対外発信
 - (3) 国内外の関連会議への参加を通じた情報収集及びネットワーク
 - (4) その他、JCC1の推進に資する水環境全般の各種業務

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

■国内出張:	有	■海外出張:	有
--------	---	--------	---

■勤務地（国内）:	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル	■勤務地（海外）:	本ポスト終了後、ネパール、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。
-----------	--	-----------	---

■最長契約期間:	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）:	1
----------	--	-----------	---

■配属部署名:	地球環境部	■課名:	環境管理・気候変動対策グループ
---------	-------	------	-----------------

■必要な語学力:	必須	英語（TOEIC730点（相当・以上））
----------	----	----------------------

■必要な技術資格:	必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）
	望ましい	理系、文系を問わないが、環境問題もしくは社会科学、工学（環境工学、衛生工学、土木工学等）の資質を有することが望ましい。

■必要な学位:	学士以上	■実務経験年数目安:	3-6年
---------	------	------------	------

■求められる資質・能力・経験:

- 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。
- 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。
 - 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。

【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。
分野・課題専門力★★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★:非常に重視する ★★:重視する ★:参考程度 -:不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.iica.go.jp/iicas_jobView?cat=iicas_job¶m=six_abilities

■格付け:	ジュニア専門員	■月額基本給:	362,030円
-------	---------	---------	----------

■待遇:

- 1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
- 2. 勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分
※休憩時間は12：30から13：15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
- 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
- 4. 時間外労働：月平均20時間程度
- 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
- 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
- 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
- 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
- 9. その他：昇給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm>

・有期雇用者手当支給細則 <https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出:	要	■面接方式:	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
------------	---	--------	----------------------------

■担当課:	地球環境部環境管理・気候変動対策グループ	■担当者名:	木村
-------	----------------------	--------	----

■電話番号:	03-5226-9504	■E-mailアドレス:	gegem@jica.go.jp
--------	--------------	--------------	------------------

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

環境管理グループでは、自治体や企業、国際機関など国内外の様々な関係者と連携しながら、世界各国で多岐にわたる課題に取り組んでいます。本業務を通じて日本の知見や経験、最新の技術動向に加え、途上国の現状や国際潮流に関する理解を深めることで、国際協力の専門家としてのキャリアアップにつながるお仕事です。積極的なご応募をお待ちしています。

No. 20	■募集ポスト名：	【ジュニア専門員】地球環境部水資源グループ水資源第二チーム		(水衛生・栄養)
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	ジュニア専門員	■募集分野：	水資源	
■業務内容：				
【案件の背景】 JICA地球環境部水資源グループにて、水衛生・栄養分野で協力案件の形成や実施監理業務等を担うジュニア専門員を募集します。安全な水へのアクセスに関しては、SDGsの達成に向けてさらなる取組が必要です。また、感染症等の拡大抑制には、安全な水の供給に加えて衛生や手洗い、栄養分野の活動も組み合わせた効果的な協力実施が求められています。				
【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、マラウイもしくはルワンダでの水衛生・栄養分野における技術協力プロジェクト専門家として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。				
【期待される成果】 (1) 水衛生・栄養分野及び関連プロジェクトについて、本部での実施管理手法を習得する。 (2) 水衛生・栄養分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 (3) 水衛生・栄養分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。 (4) ジュニア専門員契約終了後に水衛生・栄養分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。				
【研修内容】 (1) 水衛生・栄養分野に係る情報収集、分析 (2) 水衛生・栄養分野に係る協力案件の計画策定、実施管理、研修管理 (3) 水衛生・栄養分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進				
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	本ポスト終了後、マラウイもしくはルワンダ、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：	期間の定めあり（2024年8月1日～2025年7月31日 まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	地球環境部	■課名：	水資源グループ水資源第二チーム	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上））			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：				
	学士以上	■実務経験年数目安：	3-6年	
■求められる資質・能力・経験：				
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 また、村落給水や手洗い、公衆衛生等、当該分野との協働が求められる分野に関する知見や業務経験があれば望ましい。				
【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]				
※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities				
■格付け：	ジュニア専門員	■月額基本給：	362,030円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（東京都特別区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 勤務時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm				
・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：	地球環境部水資源グループ水資源第二チーム	■担当者名：	加治貴	
■電話番号：	03-5226-9506	■E-mailアドレス：	gegwt@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
JICA地球環境部水資源グループの仕事は、SDG6「安全な水とトイレを世界中に」にもある途上国の開発課題に「人造り」を通じて貢献する意義ある仕事です。水供給分野と衛生、保健、栄養、教育、気候変動など、様々な分野と協働した新たな取り組みも始まっており、広がり大きい業務です。ジュニア専門員で経験を積まれた方は、専門家として派遣されるプロジェクト等において活躍しています。これまで水分野で活躍されてきた方はもちろん、これから携わりたい方、水と他分野との関連に注目されている方、向上心、好奇心、バイタリティーのある方、キャリアアップを目指す方等の応募をお待ちしております。				